

# 第20回 法廷だより

2017年2月28日、第20回頭弁論期日が札幌地裁で開かれました。

## 晴天の下 傍聴席も満員

2017年2月28日午後3時30分より札幌地裁で、第20回頭弁論期日が開かれました。肌寒いながらも晴天だったこともあってか、傍聴席も満席となりました。



今回の期日では、裁判官が一部交代したため「弁論の更新」という手続が行われ、次いで被告の2月21日付け準備書面（原告が平成28年11月22日付けの準備書面(20)において、「震源を特定せず策定する地震動」のうち、被告が内陸地震に関する検討について不相当であると主張したのに対し、反論する内容。）が提出されました。

今後の予定ほか

意見陳述の後、裁判所から、「原告から避難防災計画に関する書面が既に出ているが、被告として反論の予定はどうか」との質問がありました。これに対して被告側は、「しかるべき時期に主張する」と応答しました。しかし、以前からの被告の説明では、被告が主張の時期を調整しているのは規制委員会との整合性のためであったはずですが、避難防災計画は規制委員会の対象事項ではなく、主張時期を調整する必要はないようと思われます。原告側は市川弁護士がこの旨を述べて、被告

を訴えました。（意見陳述の内容は2ページ。）

被害を受けた人達への支援活動を、事故直後から7年にわたって続けてきた方で、原発事故避難者の実情について、母子避難が多く家族が合流できない例が多いことや、経済的にも苦しい例が多いことなども引いて、放射能汚染のない未来を実現してほしいことを訴えました。（意見陳述の内容は2ページ。）

次回は、原告側としては被告の今回の主張に反論する予定です。年度が変わり、裁判長も交代する見込みであるため、次回期日で改めてこれまでの原告の主張をまとめて説明することを予定しています。また、新しい裁判長の下で判決を得るべく、今後の進行予定についても協議する予定です。

次回期日は、6月13日（火）午後2時00分からです。これまでと時間が変わりますのでご注意ください。（なお、次々回は9月19日（火）午後2時00分と予定されています。）

次回もたくさんの方に傍聴においでいただき、ともに廃炉への意志を表明していくま

11日に起きた東日本大震災と東京電力福島第一原発事故の三上さんは2011年3月

今回の主張内容についてのやり取りが終わった後、原告の三上めぐるさんが意見陳述を行いました。

めましたが、被告は「検討中」として明言しませんでした。原告側としては、あまりに主張が遅れる場合には、「時期訴訟法157条1項）とし

て、この点について被告が主張を提出することを認めないよう求めることを予告しました。

（文責・竹信航介）